

# 横浜市立芹が谷小学校PTA規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は、横浜市立芹が谷小学校PTAと称し、事務局を同校に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、保護者会員と教職員会員が協力して、本校に在籍する全児童が正しく成長するために必要な、よい学校、よい家庭、よい社会を育てることを目的とする。

## 第3章 方 針

第3条 本会は、自主的、民主的団体である。

第4条 本会は、非営利的、非政党的、非宗教的でなければならない。

第5条 本会は、主旨を同じくする他の団体および機関と協力する。

第6条 本会は、学校教育に関する問題について協力的な話し合いの場をもつが、学校の方針・管理・運営・人事には干渉しない。

## 第4章 活 動

第7条 本会は、会の方針に従って目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 会員相互の理解を深め、問題提起とその解決に努める。
- 2 会員および地域を対象とした成人教育に努める。
- 3 地域社会の環境浄化と安全に努める。
- 4 会員および児童の福利厚生に努める。
- 5 広く本会の主旨徹底に努める。
- 6 教育環境向上のため、公教育費の充実に努める。

## 第5章 会 員

第8条 本会の会員となることのできる者は、横浜市立芹が谷小学校に在籍する児童の保護者および学校職員とする。

第9条 本会の会員は、入学時に入会し、卒業時まで会員となる。

第10条 本会の会員は、会費を納め、すべて平等の義務と権利を有する。

## 第6章 経 理

第11条 本会の経費は、会費およびその他の収入によって支弁する。

第12条 本会の会費は、1世帯月額250円とする。  
(8月については、夏休みが大部分のため除く。)

第13条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第7章 役 員

第14条 本会の役員は、次のとおりである。

会長	1名（保護者）
副会長	2名（保護者）
書記	2名（保護者2名）
会計	3名（保護者2名と副校長）

第15条 役員は、本規約に従って、会が正しく推進するよう管理する。

第16条 役員は、候補者推薦委員会によって推薦される書面総会において承認される。

第17条 役員は、他の役員・会計監査委員を兼ねることはできない。

第18条 役員は、年間事業方針を決定し、5月総会において承認を受けなければならない。

第19条 役員の任期は、2年とする。なお、本人の意志による再任は妨げない。

第20条 会長は、会を総括し、会員の総意を代表する。また、会長は、次の職務を行う。

- 1 総会・運営委員会を招集し、会議の運営を図る。
- 2 常任委員会の委員長および臨時委員会の委員長を任命する。
- 3 推薦委員会・会計監査委員会を除く全ての集会に参加することができる。

第21条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。

第22条 書記は、次の職務を行う。

- 1 総会および運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 記録、通信その他の書類を保管する。

第23条 会計は、次の職務を行う。

- 1 総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- 2 次年度初めの総会において会計監査委員に監査を経た決算報告をする。
- 3 本会の財産を管理する。

## 第8章 会計監査委員

第24条 本会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。

第25条 会計監査委員は、候補者推薦委員会によって本部役員・文化厚生委員・広報委員・推薦委員・校外委員経験者の中から推薦され、総会において役員を除く会員により承認される。

第26条 会計監査委員は、必要に応じ随時監査を行うことができる。

第27条 会計監査委員の任期は、1年とする。

## 第9章 役員・会計監査委員候補者推薦委員会

第28条 役員および会計監査委員の候補者を推薦するときは、役員・会計監査推薦委員会を置く。(以下推薦委員会という。)

第29条 推薦委員会の委員の数と選出方法は、細則で定める。

第30条 推薦委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第10章 総 会

第31条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第32条 定期総会は、5月および年度末の2回の書面総会とする。

- 1 5月総会は、前年度事業報告・収支決算報告および新年度事業計画・収支予算の審議決定の承認をする。
- 2 年度末の書面総会は、新年度役員および会計監査委員の承認をする。

第33条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたととき、または全員の十分の一以上の要求があったときに開催する。

第34条 削除

第35条 5月および年度末の書面総会の承認は全会員の過半数の賛成を必要とする。

## 第11章 運営委員会

第36条 運営委員会は、役員・常任委員会の各正副委員長・校長・副校長（臨時委員会のあるときはその正副委員長も含める）をもって構成され、委員の二分の一以上の出席がなければ成立しない。

第37条 運営委員会の任務は、次のとおりである。

- 1 年間事業方針に基づく活動に必要な収支の予算を立案する。
- 2 各委員会によって企画された活動計画について連絡調整をはかり、承認する。
- 3 総会に提出する報告書を作成する。
- 4 必要ある場合は、臨時委員会の設置および臨時総会の開催を決定する。

第38条 運営委員会は原則として毎月1回開催する。その他会長が必要と認めるとき、または構成員の二分の一以上の要求があったときに開催する。

第39条 運営委員会の議決は、出席者過半数の賛成を必要とする。

## 第12章 常任委員会・臨時委員会

第40条 年間事業方針に基づく活動に必要な事項について、企画・運営するために常任委員会を置く。常任委員会について必要な事項は、細則に定める。

第41条 特別な事項について必要ある場合は、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会の委員は、運営委員会の議を経て、会長が委嘱する。

第42条 各委員会は、全ての事項について運営委員会の承諾を得なければ実行に移すことはできない。

第43条 臨時委員会は、その任務を終了したときに解散する。

## 第13章 細 則

第44条 本会の運営に関する必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て制定または改廃することができる。

第45条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第14章 改 正

第46条 本規約の改正は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。ただし、改正案は、総会の開催前に全会員に知らせておかなければならない。

## 第15章 付 則

1 本規約は、昭和45年3月14日より実施する。

- 2 第9条の挿入、第12条の改正を昭和54年4月1日に行う。
- 3 第19条、第20条、第3条を改正し、昭和59年10月20日より実施する。
- 4 第14条を改正し、平成元年4月1日より実施する。
- 5 第36条を改正し、平成2年5月23日より実施する。
- 6 第36条を改正し、平成3年4月1日より実施する。
- 7 第14条を改正し、平成4年4月1日より実施する。
- 8 第32条、第34条、第35条を改正し、平成4年4月1日より実施する。  
(この改正により第16条、第18条の一部が変更となる。)
- 9 第32条を改正し平成8年5月31日より実施する。  
(この改正により第35条の一部が変更となる)
- 10 第12条を改正し、平成12年4月1日より実施する。
- 11 第2条、第8条を改正し、平成15年5月27日より実施する。
- 12 第25条を改正し、平成20年4月1日より実施する。
- 13 第24条を改正し、平成24年4月1日より実施する。
- 14 第32条・第35条を改正、第34条を削除し、平成28年4月より実施する。
- 15 第19条、第25条を改正し、令和2年4月1日より実施する。
- 16 第1条を改正し、令和3年1月1日より実施する。
- 17 第12条、第14条、第25条、第36条を改正し、令和5年4月1日より実施する。

## 細 則

### 第1章 役員・会計監査委員候補者の推薦および就任

第1条 役員・会計監査委員候補者の推薦および就任は、次のとおり行われる。

- 1 4名以上6名以下の委員からなる推薦委員会をつくる。
- 2 推薦委員は、次の方法により選出する。
  - イ 各学年から選出される学年委員の中から互選により3名以上5名以下
  - ロ 学校職員の中から互選により1名
- 3 推薦委員の氏名は、全会員に知らせる。
- 4 推薦委員は、原則として役員および会計監査委員の候補者になることはできない。
- 5 推薦委員会は、書面総会時に候補者の氏名とその略歴を全会員に知らせなければならない。
- 6 候補者の氏名を発表する前に被推薦者の同意を得なければならない。
- 7 役員および会計監査委員は、4月1日より就任する。
- 8 役員の任期は、2年とする。
- 9 役員任期に依じての特典を次のとおりとする。
  - イ 役員任期中に在学していた児童の卒業式への優先入場（児童1名につき2名まで）
  - ロ 任期年数分の児童の以後の委員免除  
ただし校外委員は除く。校外委員の正副委員長のみ免除  
＜例＞任期2年＝2名分 以後の委員免除・任期1年＝1名分 以後の委員免除
  - ハ 対象外の児童（任期中、未入学の弟妹含む）は、全委員会の正副委員

## 長の免除

二 任期中、会長は自家用車、役員は自転車の校内乗り入れ許可

ホ やむを得ない理由で、任期1年を引き受けた場合の特典は、  
ロと二の  
みとする。

第2条 会長に欠員を生じたときは、2年目の副会長が代理を務める。任期は前任者の残任期間とする。

第3条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2章 運営委員会

第4条 会長の承認を得て、次の各項に該当する者は、運営委員会に代行もしくは参加することができる。

1 各正副委員長が事故あるときは、代行として委員長が指名する。

2 役員もしくは各常任委員長が指名する学校職員会員。(ただし採決には加わらない)

## 第3章 常任委員会

第5条 常任委員会として、文化厚生委員会1、広報委員会1、推薦委員会1、校外委員会1を置く。

第6条 文化厚生委員会・広報委員会・推薦委員会は、各学年から選出される4名の学年委員をもって構成し、各委員会に所属する。ただし、児童数の少ない学年については考慮する。

第7条 校外委員会は、次の方法によって選出される校外委員をもって構成する。

1 数世帯で班を作り班長を置く。数班で1ブロックを構成し、校外委員1名を選出する。

第8条 削除

第9条 文化厚生委員会は、会員相互の教養を高めながら親睦を深めるとともに、福祉の推進を図ることを目的とする。



第10条 広報委員会は、この会の趣旨徹底を目的とし、家庭と学校を結ぶ機関紙を発行するなど情報の伝達、意見の交換に努める。

第11条 校外委員会は、地域における活動を推進するため、会員の連絡、児童の交通安全および児童の校外指導に努める。

第12条 各委員会の正委員長をした者は、以後の児童（兄弟姉妹を含めた全ての子）の委員会活動において、正副委員長を免除される。

#### 第4章 付 則

1 細則第4条1を改正し、平成2年5月23日より実施する。

2 細則第5条、第6条、第8条を改正し、平成3年4月1日より実施する。

3 細則第9条、第10条を抹消し第9条を新たに制定し、平成3年4月1日より実施する。

4 細則第10条に第11条項内容が適用される。

5 細則第11条に第12条項が適用される。

6 細則第1条5を改正し、平成4年4月1日より実施する。

7 細則第5条、第7条1・2、第11条を改正し、平成7年4月1日より実施する。

8 細則第1条1・2を改正し、平成13年4月1日より実施する。

9 細則第1条8、第2条を改正し、第1条に9を新たに制定し、令和2年4月1日より実施する。

10 細則第5条、第6条を改正し、第8条を抹消し、令和5年1月1日より実施する。

11 細則第6条を改正し、令和5年3月1日より実施する。

12 細則第1章第1条の1～2、細則第3章第5条、ならびに細則第3章第6条を改正し、令和6年3月1日より実施する。

以上